

日時・場所、休養日及び大会参加日等) (別紙資料 2 参照) を作成し、校長に提出する。

(4) 指導・運営に係る体制の構築

生徒数や教師数を踏まえ指導内容の充実(部活動顧問の専門性等)、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に持続可能な部活動を実施できるよう、適正な数の部を設置する。

また、生徒指導の視点に立った部活動運営に努めるとともに、部活動を顧問任せにせず、学校全体に開かれたものとするよう、部活動の活動状況や生徒の状況等を交流する場(部活動顧問会議等)を定期的に設ける。

3 合理的かつ効率的・効果的な活動推進のための取組

部活動の実施に当たっては、生徒の体調変化、気象条件や気温、湿度などの環境の変化に十分に注意するとともに、生徒の心身の健康管理(スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む。)、事故防止(活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等)及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。校長は、これらの取組に当たって、学校保健安全法(昭和 33 年法律第 56 号)等も踏まえるよう留意する。

4 適切な休養日の設定

(1) 休養日の設定

部活動休養日は年間 104 日以上とする。

①学期中

- ・学期中の休養日については、週当たり 2 日以上 of 休養日を設ける。(平日は少なくとも 1 日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。))は、少なくとも 1 日以上を休養日とする。
- ・休養日については、朝練習も中止とする。
- ・週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- ・中体連やコンクールなど、競技団体や連盟等が主催する大会等の前日から起算して 1 ヶ月以内の期間は適用外として、代替の休養日を実施する。

※上記でいう大会とは、各部活動が登録している中体連、各競技団体(協会・連盟等)、が主催するものとする。なお、音楽部部など自校の定期演奏会や学校祭(文化祭)、研究大会、地域行事への参加も大会と同様の扱いとする。

※これに該当する大会とは、全道、全国へつながる大会を意味する。

②長期休業中及び連休

- ・学期中に準じた扱いを行う。
- ・生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。

- ・土日を挟まない祝祭日の扱いは、その週の土日・祝祭日のいずれか1日を含む週2日の部活動休養日を設ける。
- ・ゴールデンウィークなど土日を挟む連休（3連休以上）では、連休総数の4割以上の部活動休養日を設ける。

③定期試験等への対応

- ・定期テスト（中間テスト及び期末テスト）の少なくとも3日前から部活動休養日とする。また、朝練習も中止とする。
- ・学力テストの少なくとも1日前からは部活動休養日とする。また、朝練習も中止とする。
- ・テスト期間前の部活動の中止は、土日を含む週2日の部活動休養日とすることができる。

④その他

- ・長期休業中に、まとめて代替の休養日を設定してもよいこととする。
- ・長期休業期間中の学校閉庁日は部活動休養日とする。

(2) 活動時間の設定

【1日の活動時間】

- ・平日は、長くとも2時間程度とする。
 - ・学校の休業日(学期中の週末を含む。)は3時間程度とする。
- ※中体連やコンクールなど、競技団体や連盟等が主催する大会等の前日から起算して1ヶ月以内の期間の場合は、1日の活動時間は長くとも3時間程度、休業日は4時間程度とし、1週間の活動時間は、長くとも16時間程度とする。

5 指導上の配慮事項

- (1) 生徒の記録や技能の向上、生涯を通じてスポーツや芸術文化等の活動に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図る。
- (2) 生徒がバーンアウトすることなく、記録や技能の向上等それぞれの目標を達成できるよう工夫し、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。
- (3) 気象庁の高温注意情報が発せられた時間帯は、原則として活動を行わない。